

既存住宅状況調査補助金申請マニュアル

0 目次

- 1 概要
- 2 既存住宅状況調査補助金交付の流れ
- 3 既存住宅状況調査補助金交付の添付書類
- 4 チェックリスト

補足 既存住宅状況調査補助金交付の流れ（図）

1 既存住宅状況調査補助金概要

（内容）

空き家の売買又は賃貸借契約締結前に、空き家の住宅検査（既存住宅状況調査※）を実施する費用の補助事業

※既存住宅状況調査：

国土交通省の定める講習を修了した建築士が行う、建物の基礎、外壁など建物の構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分に生じているひび割れ、雨漏り等の劣化・不具合の状況調査です。



詳細は国土交通省HP

補助額

補助申請年度の4月1日以降に実施した既存住宅状況調査費用の1/2を補助（上限5万円）

*売買・賃貸借契約前に実施する調査に限ります。

対象地域

県内全域

対象者

既存住宅状況調査を実施した売主・貸主または買主・借主

補助条件

○空き家

- ・わかやま住まいポータルサイトに登録された空き家

【対象外】

- ・共同住宅や長屋などの集合住宅の一部のみを売買及び賃貸借するもの
- ・店舗兼用住宅等について、居住の用に供する部分の床面積が延べ床面積の概ね1/2未満のもの

○既存住宅状況調査

- ・原則、和歌山県知事の登録を受けた建築士事務所に所属する既存住宅状況調査技術者が行うもの
 - ←「和歌山県知事の登録を受けた建築士事務所に所属する既存住宅状況調査技術者」でない場合は事前に県に相談すること
- ・国土交通省の定める講習を修了した建築士が実施すること
 - ⇒既存住宅状況調査技術者は、和歌山県建築士会のHP等より検索できます。
- ・補助申請年度の4月1日以降、売買又は賃貸借契約締結前に実施したものであること
- ・配管・設備、雨樋など、調査対象として既存住宅状況調査方法基準で規定していない部位や劣化事象等の追加調査を含む。

○契約

- ・売買又は賃貸借契約締結の前に、既存住宅状況調査を実施すること
- 【対象外】**
- ・3親等内の親族にあるものと売買又は賃貸借契約を締結する場合
 - ・法人及び不動産業又はこれに類する業を営む個人事業者と売買又は賃貸借契約を締結する場合

申請時期

空き家の売買又は賃貸借契約後

※既存住宅状況調査は必ず契約前に実施してください。

2 既存住宅状況調査補助金交付の流れ（図1参照）

- ①空き家所在地を管轄する振興局（県）への相談
- ②和歌山県建築士会のHP等より、既存住宅状況調査技術者を検索し、既存住宅状況調査依頼
- ③既存住宅状況調査を実施
- ④既存住宅状況調査を実施した技術者より、修了証等の写し及び既存住宅状況調査報告書をもらう
- ⑤調査費の支払い
- ⑥空き家の売買・賃貸借契約を結ぶ
- ⑦交付申請書兼実績報告書類等を空き家の所在地を管轄する振興局（県）へ提出
- ⑧交付決定兼額の確定の通知
- ⑨請求書を空き家の所在地を管轄する振興局（県）へ提出→県から補助金支払い

3 既存住宅状況調査補助金交付申請兼実績報告書の添付書類

- 既存住宅状況調査報告書の写し（表紙及び結果の概要のみで可）
- 既存住宅状況調査技術者講習の修了証の写し等
- 売買又は賃貸借契約書の写し
- 領収書の写し等

既存住宅状況調査補助金交付申請兼実績報告チェックリスト

○補助対象者

チェック	要件
<input type="checkbox"/>	申請者は、売買又は賃貸借契約書の「売主・買主」又は「貸主・借主」欄に該当する者である。

○補助対象空き家

チェック	要件
<input type="checkbox"/>	わかやま住まいポータルサイトに登録された空き家である。
<input type="checkbox"/>	共同住宅や長屋などの集合住宅の一部のみを売買及び賃貸借するものでない。
<input type="checkbox"/>	店舗兼用住宅等について、居住の用に供する部分の床面積が延べ床面積の概ね1/2未満のものでない。

○既存住宅状況調査

チェック	要件
<input type="checkbox"/>	空き家の売買又は賃貸借契約締結前に実施した既存住宅状況調査である。
<input type="checkbox"/>	補助申請年度の4月1日以降に実施した既存住宅状況調査である。
<input type="checkbox"/>	既存住宅状況調査の実施者は、和歌山県知事の登録を受けた建築士事務所に所属する既存住宅状況調査技術者である。

○契約

チェック	要件
<input type="checkbox"/>	3親等内の親族にあるものと売買又は賃貸借契約を締結する者でない。
<input type="checkbox"/>	個人事業主及び法人と売買又は賃貸借契約を締結する者でない。

○申請日

チェック	要件
<input type="checkbox"/>	補助申請年度の2月末日（同日が閉庁日に当たる場合は、その直後の開庁日）までに申請している。

○添付書類

チェック	
<input type="checkbox"/>	既存住宅状況調査報告書の写し（表紙及び結果の概要のみで可）
<input type="checkbox"/>	既存住宅状況調査技術者講習を修了したことがわかる書類
<input type="checkbox"/>	売買又は賃貸借契約書の写し
<input type="checkbox"/>	領収証または請求書及び銀行振込控えの写し

図1

